

国別ジェンダー情報整備調査  
(南アフリカ国)

JICA LIBRARY



1192855 [3]

平成 21 年 3 月

国際協力機構

公共政策部

JICA

528  
21.4  
PPD

公 共

J R



国別ジェンダー情報整備調査  
(南アフリカ国)

平成 21 年 3 月

国際協力機構  
公共政策部



1192855 [3]

国別ジェンダー情報整備調査  
(南アフリカ国)

目次

要約

略語表

1. 基礎指標 .....	1
1-1 経済社会関連指標 .....	1
1-2 保健医療関連指標 .....	2
1-3 教育関連指標 .....	3
2. 女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み .....	4
2-1 南アフリカ国の女性の概況 .....	4
2-2 ジェンダー政策 .....	7
2-3 ナショナル・マシナリー .....	10
3. 主要セクターにおける女性の現状 .....	12
3-1 教育分野 .....	12
3-2 保健医療分野 .....	14
3-3 農林水産業分野 .....	16
3-4 経済活動分野 .....	18
4. 南アフリカ国における開発援助事業の計画・実施・評価に際し留意すべきジェンダー課題及び配慮事項 .....	20
5. 国際機関・その他機関によるジェンダー関連援助事業 .....	21
6. ジェンダー関連の情報源 .....	22
6-1 関連機関／組織・人材リスト .....	22
6-2 関連文献リスト .....	24
7. 用語・指標解説 .....	26



## 要 約

### 南アフリカ国における女性の概況

民主化以降、南アフリカ国（南アフリカ）における女性のエンパワメント及びジェンダー平等は着実に達成されてきている。2006年に制定10周年を迎えた憲法においても、人種差別と性差別を排除することが中心理念として謳われている。1997年以降、女性のための多くの政策やプログラムが実施され、政界や意思決定機構において実績を残している。こうした努力により、2005年には、政府におけるジェンダー平等で南アフリカは世界第8位にランクされている。

### ジェンダー政策

南アフリカにおけるジェンダー平等とは、男女に等しく与えられた不可譲の権利としての人権の理念と深く結びついて定義されている。この理念は、1996年憲法第108条に定められた権利条項の理念の基礎となっている。これは、民主化を勝ち取るための長く苦しい戦いから生まれたものであり、人種、ジェンダー、階層、年齢、障害の有無などに関係なく市民は尊重されるべきであるとの思想に基づいている。（人権条項 第9.1から9.4項）

### ナショナル・マシナリー

南アフリカにおけるジェンダーのナショナル・マシナリーは、統合的なパッケージとして、政府機構の各レベル及び市民社会や法定の組織などに配されている<sup>1</sup>。関連の政策枠組みは、大統領府の大臣による女性のエンパワメントとジェンダー平等責任が重視される一方で、全閣僚及び政府機関に対してジェンダー平等の認識を促進するためのジェンダー主流化に対する責任を求めている。

### 教育分野におけるジェンダー

政策では、教育機会に対する平等なアクセスの推進と退学率の低減が優先されている。1994年以来、南アフリカは7歳から15歳の子どもの教育機会向上において目覚ましい成果を達成している。

### 保健分野におけるジェンダー

多くの女性が未だに健康上の脅威に対する自覚が低く、受療行動も改善の余地がある。特に村落部や都市の周辺地域においては、医療機関への距離とそのためにかかる交通費のために貧困層が継続的に保健医療サービスを受けることが困難となっていることや、医療機関での長い待ち時間、スタッフの不足などが問題となっている。

### 農林水産業分野におけるジェンダー

農業分野においては、55,000人の商業農民が従事するなど開発が進んでいるが、男性がこの分野を独占している。女性は小規模農業に従事しているものの、土地管理などに関する最終決定権を持たないため、耕作地が商業化された場合に、女性が土地を利用できなくなるなどの事態が起きている。

<sup>1</sup> South Africa CEDAW report

### 経済活動におけるジェンダー

南アフリカは独立以降中進国とされ、独立以来順調に経済成長を続けているが、高い失業率を改善するには至っていない。とりわけ、女性の収入は低く、失業率は男性よりも高い。また、資産所有権も男性に比べて認められにくい。経済活動における女性を取り巻く状況を理解するためには、ジェンダー格差のみならず人種間格差についても理解することが有用である。



略語表  
(南アフリカ国)

略語	英語名	日本語名
ABET	Adult Basic Education Centre	成人基礎教育センター
ARV	Anti-retroviral	抗 HIV 薬
CEDAW	Convention on the Elimination of all forms of Discrimination Against Women	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
CIDA	Canadian International Development Agency	カナダ国際開発庁
DHS	Demographic and Health Survey	人口動態及び保健調査
FAO	Food and Agricultural Organization, UN	国際連合食糧農業機関
F/P	Family Planning	家族計画
GAD	Gender And Development	ジェンダーと開発
HIV/AIDS	Human-Immunodeficiency Virus/ Acquired Immuno-Deficiency Syndrome	人免疫不全ウイルス及び後天性免疫不全症候群
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
IUD	Intra-Uterine Contraceptive Devices	子宮避妊具
MAFISA	Micro-Agricultural Finance Institution of South Africa	南アフリカ小規模農業金融公社
NORAD	Norwegian Agency for International Development	ノルウェー開発協力庁
NGO	Non Governmental Organization	非政府組織
NWC	National Women's Committee	国家女性委員会
NVTCs	National Vocational Training Centres	国立職業訓練センター
ORT	Oral Rehydration Therapy	経口補水療法
PHC	Primary Health Care	プライマリー・ヘルス・ケア
STD	Sexually Transmitted Diseases	性感染症
UNDP	United Nations Development Programs	国連開発計画
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連子ども基金
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees	国連難民高等弁務官事務所
UNIDO	United Nations Industrial Development Organization	国連工業開発機関
UNIFEM	United Nations Development Fund for Women	国連女性開発基金
VCT	Voluntary Counselling and Testing	自発的カウンセリングと検査
WARD	Women's Agriculture and Rural Development	女性のための農業村落開発
WHO	World Health Organization	世界保健機関

略語	英語名	日本語名
WDR	World Development Report	世界開発報告書

1. 基礎指標

1-1 経済社会関連指標

経済社会関連指標							出典	
社会指標								
国際開発指標	人間開発指数		ジェンダー開発指数		ジェンダーエンパワメント指数			
	2005	0.674	0.667		N/A		5)	
	1998	0.704	0.689		0.582		14)	
人口動態指標	総人口 (百万)		都市人口比率 (%)	女性人口比率 (%)	人口増加率 (%)	合計特殊出生率 (%)		
	2007	48,687(000)	51.8	59.0	57.6	0.82	2.8	6)
	1998	42,39(000)	52.0	50.0	N/A	2.2	N/A	6)
	平均余命		世帯主別による世帯数					
		男性	女性	総計	男性世帯主	女性世帯主		
	2007	50	53	13,261	24.4	75.6	7)	
	1996	60.8	66.8	N/A	N/A	N/A	4)	
経済指標	一人当たり GNP	実質 GDP 成長率	GDP デフレーター*	ジニ係数*	開発援助額 /GNP			
	2007	\$5,916	5.1	N/A	57.8	N/A		
	1998	\$3,160	-1.1 (90-95)	N/A	58.4	N/A		
部門別公共支出	保健医療	教育	社会福祉	防衛	ジェンダー	その他		
	Unit R (000)	(000)	(000)	(000)		(000)		
		66,066.5	17,176.7	98,420.4	31,271.3		12)	
		対 GDP	対 GDP	対 GDP	対 GDP	対 GDP	対 GDP	
	%	3.31	8.61	49.4	15.69			
産業比率 (対 GDP 比)	農業	工業	サービス業	その他				
	%	%	%	%				
	2006	2.3	49.0	39.7	1.0		1)	
労働指標	総労働人口		出業率		最低賃金			
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	
	No	7,742,000	6,102,000	3,272,000	3,690,000	N/A	N/A	2)
	2008	56.0	44.0	47.0	53.0	-	-	
労働人口比率 (年)	農業	非農業部門						
		工業	サービス業					
	労働人口	728,000	12,414,000	22,000			2)	
	女性比率 (%)	33.5	41.1	25.4				
ジェンダー関連の取り組み								
女性に関する国際条約批准・署名の有無						署名・批准年		
北京宣言批准						1995		
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (CEDAW) 批准						1996		
南部アフリカ開発委員会 女性の権利宣言						1997		
意思決定参加率 (%)								
行政	議会	123 民間		役員	419		8)	
	大臣	11		専門技術職	1,227			
	副大臣/次官	9						
ジェンダー関連政策						制定年		
女性のエンパワメントとジェンダー平等のための国家政策枠組み						2000	9)	
ジェンダー関連法律						制定年		
離婚法改正						1997		
平等化推進及び不平等差別防止法						2000		

経済社会関連指標			出典
ジェンダー関連国家組織			
ナショナル・マシナリー名	大統領府 女性の地位対策室		

注: \*については「用語・指標説明」参照のこと

## 1-2 保健医療関連指標

保健医療指標							出典	
人口に対する 医療医療サービス	病床数/ 人口1,000人	医師数/ 人口1,000人					10)	
	N/A	N/A						
乳児死亡率	全体			女児			10)	
	2008	43/1000			N/A			
5歳未満児死亡率	全体	男性		女性			15)	
	2004	67/1000	72/1000		62/1000		10)	
	2008	58/1000	N/A		N/A			
結核による死亡率	全体			女性			10)	
		77,009			N/A			
主要感染症による 死亡率	全体			女性			10)	
		39,239			N/A			
1歳児におけるワクチン 接種率	BCG	三種混合	ポリオ	麻しん			13)	
	97	99	99	85				
リプロダクティブ・ ヘルス	家族計画実行率		出産介助率*		妊婦貧血率			
	93,7		34,5		N/A		10)	
	妊産婦死亡率		合計特殊出生率		平均初婚年齢			
2005	230/100,000		2,8		N/A		4)	
栄養	5歳未満児における 栄養不良率		経口補水療法利用率		ヨウ素欠乏症			
	2008	15		7		38		13)
地域医療サービス	安全な水普及率			衛生施設普及率				
	全体	都市部	農村部	全体	都市部	農村部		
	2007	10,444	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
%	79,0	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	10)	
HIV/AIDS	HIV感染率 (15歳 - 49歳)				HIV/AIDSに関する適正な 知識の保有率			
	全体	男性	女性	妊産婦	男性	女性		
	2008	5,35 百万	N/A	N/A	N/A			10)
	%	18,8	N/A	54	29,1	95	94	10)

注: \*については「用語・指標説明」参照のこと

### 1-3 教育関連指標

教育関連指標								出典
教育制度		初等	15,358	中等	5,670	高等	5,037	11)
成人識字率 (15歳以上)		全体	10.5	男性	8.6	女性	12.2	11)
初等教育								
就学率	2006	全体	94.0	男児	94.0	女児	95.0	11)
	2007		94.0		94.0		95.0	
進級率	2006	全体	82.0	男児	N/A	女児	N/A	
退学率		全体	N/A	男児	N/A	女児	N/A	
中等教育								
就学率	2006	全体	90	男児	58.0	女児	65.0	13)
進級率	2006	全体	N/A	男児	41.0	女児	48.0	13)
退学率		全体	N/A	男児	N/A	女児	N/A	
高等教育								
就学率		全体	N/A	男児	47.0	女児	53.0	11)
進級率		全体	N/A	男児	N/A	女児	N/A	
退学率		全体	N/A	男児	N/A	女児	N/A	
男女別・分野別高等教育就学率		教育学	芸術	社会学	理工学	医学	その他	
			41.7		28.2		30.1	11)

注: \*については「用語・指標説明」参照のこと

出典:

- 1) Stats in Brief, Statistics South Africa, 2008
- 2) Quarterly Labour Force Survey, Statistics South Africa, 2008
- 3) Beijing +10 Report, The Presidency, South Africa 2005
- 4) Beyond Inequalities, Women in Development, 2005
- 5) UNDP, Human Development Report 2007/8, UNDP 2008
- 6) Mid-year Population Estimates, Statistics South Africa, 2008
- 7) General Household Survey, Statistics South Africa, 2007
- 8) Update Statistics of Women Representation in Decision Making Positions
- 9) South Africa's National Policy Framework for Women's Empowerment and Gender Equality
- 10) South Africa Demographic and Health Survey 2003, Department of Health
- 11) Education Statistics in South Africa 2007
- 12) South Africa Finance Indicator, National Treasury, 2008 (ウェブサイト)
- 13) Statistics of UNICEF, 2008 (ウェブサイト)
- 14) UNDP, Human Development Report 1998, UNDP 1998
- 15) WHO, Mortality Country Fact Sheet 2006, WHO 2006  
([http://www.afro.who.int/home/countries/fact\\_sheets/southafrica.pdf](http://www.afro.who.int/home/countries/fact_sheets/southafrica.pdf), March 2009 アクセス)



## 2. 女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み

### 2-1 南アフリカ国の女性の概況

#### 南アフリカ国の女性の概況

- 1) ジェンダー主流化は実施プロセスにあり、多くの女性が意思決定に参加するようになってきている。
- 2) しかしながら、セクシャル・ハラスメントや女性に対する暴力など課題もある。
- 3) 伝統的及び慣習的な活動のなかには、女性の健康、権利、尊厳を守るための法律によって否定されたものもある。

#### [概要]

1991年の民主化以降、南アフリカにおける女性のエンパワメントとジェンダー平等は着実に進んできている。2006年に制定10周年を迎えた憲法においても、人種差別と性差別を排除することが中心理念として謳われている。1997年以降、女性のための多くの政策やプログラムが実施され、政界や意思決定機構において実績を残している。こうした努力により、2005年には、政府におけるジェンダー平等で南アフリカは世界第8位にランクされている。さまざまな政府機関がジェンダー配慮を住居整備、水供給、法整備、地方自治、貿易、産業などのプロジェクトに導入しており、各省庁にジェンダーフォーカルポイント或いはジェンダーデスクが設置されている。政府はまた、新法制定や法改正などによってジェンダー不平等を是正し、女性の権利を向上させようとしており、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）などジェンダーに関する国際条約などにも批准している。

#### [セクシャル・ハラスメント及び女性に対する暴力<sup>2</sup>]

警察当局によると、2000年には52,550件のレイプや未遂事件が報告されている。そのうち21,438件の被害者が18歳未満であり、うち7,898件では12歳未満であった。家庭内暴力については、2から6人に1人の女性が経験しているとの推計がある。こうした性暴力や家庭内暴力と関連して、性的関係の強要についても数多くの報告がなされている。国家青年調査の結果では、以下の点が指摘されている。

- 性体験をしたことがある少女の39%が、望まないのに性的関係を強要されたことがある。
- 性体験をしたことがある少年の35%が、「たくさんパートナーを持つことが格好良い」と考えている。
- 性体験をしたことがある16%の少女が、お金や飲食物、他の物品などと引き換えに性交渉を持ったことがある。その相手は「シュガー・ダディ」と呼ばれている。

<sup>2</sup> Beyond Inequalities, 2005

[政府における意思決定への参加における課題]

女性の政治への参加は、1997年以降増加している。女性は概して政治プロセスにおいて経験豊富で主張にぶれがないといわれている。政界における多くの成功は、政府がさまざまな国際条約などに批准したり、周辺国との地域会合や国際会議などに貢献したりしてきたことによって、女性を重要なポジションに登用してきた成果である。

男女別閣僚・高級官僚数（2009年2月現在）<sup>3</sup>

役職	女性	男性	合計
副大統領	1	-	1
大臣	11	17	28
次官	9	12	21
主席報道官	1	-	1
次席報道官	1	-	1
首相	4	5	9
国会議員	123	277	400
地方選出議員	23	31	54

[宗教、慣習及び伝統的価値観による課題]

文化的及び宗教的価値観もまた、女性を伝統的な役割に縛り付けている。憲法では、こうした状況も踏まえ、文化・宗教的役割やその実践は憲法が定める等の権利（第30及び319項）に基づくものであると規定している。加えて、宗教及び慣習法（第15項）においても同様のことが定められている。また、慣習婚姻承認法第110号（1998年）では、慣習婚姻における女性に対する差別や不平等を排除するよう定めている。しかしながら、慣習的な相続における差別は、*Bhe Magistrate Khayalitsha*<sup>4</sup>の判例において憲法法廷が長子相続は憲法違反であると宣言するまで続いていた。

「アフリカ女性の人権憲章のためのプロトコル」第2条1(1)(b)では、女性や少女の健康と福祉を脅かす全ての行為を禁じるための法的手段をとるべきだと要求している。この、脅威となる行為とは「生きる権利、健康である権利、尊重され、教育を受け、清廉である権利など、女性と少女の基本的な権利に悪影響を及ぼす行為」と定義されている。しかしながら、未だに女性を差別するような行為が行われているのも事実である。例えば、クワズール・ナタール州において、HIV/AIDSの流行に関連して処女検査が行われた。この例では、処女と性交渉をもてばエイズが治ると信じる男性によって少女が性的虐待を受けた。ジェンダー平等委員会は、この事例を、少女の生きる権利や、健康で清廉である権利を冒涇するものであると非難した。女性器切除(FGM)については、異なるとらえ方がされており、アフリカにおいて問題視すべきかどうか議論が分かれている。南アフリカにおけるいくつかの移民社会ではFGMを実施している。また、強制的な婚姻が行われているコミュニティもある。これらは法的枠組みにおいて禁止さ

<sup>3</sup> The Presidency, Update statistics of women representation in decision making positions, Feb 2009

<sup>4</sup> Beyond Inequalities, 2005



れている。例えば、「平等推進および差別防止法第 4 号」（2000 年）では、女性を差別全般から擁護している。同法第 8 項では、具体的に不平等な差別となりうる事例を提示しており、FGM や女性に対する暴力、「伝統的、慣習的或いは宗教的価値観によって女性の尊厳を脅かし、男女の平等を損なう、また、少女の尊厳と意思を傷つけるいかなる行為」が含まれている。

## 2.2 ジェンダー政策

### 南アフリカ国政府の取り組み

南アフリカのジェンダー政策は、男女は不可侵かつ平等な権利を有するとの認識と不可分な人権観に基づいている。この理念は、1996年南アフリカ共和国憲法第108条「人権条項」の基盤となっており、全ての市民が人種、性別、社会階層、年齢、障害の有無に関わらず尊重され権利を認められる民主社会を実現するための長い苦闘を経て勝ち取られてきたものである。(人権条項第9.1項から第9.4項)

#### [ジェンダー政策及び開発計画]

ジェンダーに係る国家政策は以下の通り。

#### 女性のエンパワメントとジェンダー平等のための国家政策（2000年）<sup>5</sup>

##### 基本理念

南アフリカにおけるジェンダー平等とは、男女に等しく与えられた不可譲の権利としての人権の理念と深く結びつい定義されている。この理念は、1996年憲法第108条に定められた権利条項の理念の基礎となっている。これは、民主化を勝ち取るための長く苦しい戦いから生まれたものであり、人種、ジェンダー、階層、年齢、障害の有無などに関係なく市民は尊重されるべきであるとの思想に基づいている。(人権条項 第9.1から9.4項)

##### 目標

- 憲法の下、万民の平等を性差別主義及び人種差別主義を排除することによって確たるものとする。ここにおいて、女性の権利は人権である。
- 慣習的、文化的、宗教的な行為は、平等であることが前提とし、女性が基本的なサービスや経済機会、意思決定にアクセスする権利を妨げないように政策を変更する。
- ジェンダー分析やジェンダー平等に関する適切な知識、スキル及び認識を習得するためのトレーニングの機会を、全ての為政者や管理職が受けられるようにする。

##### 主な活動

- 既存の政策や女性のエンパワメントとジェンダー平等に関係する各省庁の組織体制を見直し、国家政策枠組みを開発する。
- ジェンダー主流化戦略を開発する。
- 国家政策枠組みと各省庁のコミットメントを調整する。
- 州レベルにおいてジェンダーアクションプラン及びジェンダー主流化戦略を進める。

##### 優先課題

- 暴力
- 貧困
- 保健

<sup>5</sup> Beyond Inequalities, 2005

- 教育
- 経済的エンパワメント
- 組織構造
- 意思決定

## 実施

調整機関： 女性の地位対策室（大統領府）

関係機関： 政府機関、NGO、CBO、民間及びドナー

### [実施中の政策等]

- 1) 「50/50 キャンペーン」：2005年に政府が開始した、公的な場及び家庭において女性の意思決定への参加を促進するキャンペーン。
- 2) 「コミュニティ動員による白リボンキャンペーン」：1998年より毎年1回、「女性と子どもに対する暴力根絶のための16日間」を開催するとともに、被害者のエンパワメントや「性暴力対策官法廷」などの専門サービスの提供なども行っている。現在、16日間から365日間へのキャンペーン期間の延長が検討されている。

### [ジェンダー関連法令]

#### ジェンダー関連法制度

法令名	制定年	概要
南アフリカ共和国憲法 第108条	1996	権利法の平等に関する条項にジェンダー平等推進のための条項が含まれている。
扶養法 第99条	1998	法廷に、雇用主が父親の給与から扶養手当を差し引くよう命令することを認めている。
家庭内暴力法 第116条	1998	この条項によって、女性は物理的及び脅威を及ぼすような暴力行為や性的、感情的、言語的、心理的及び経済的虐待、さらに脅迫、嫌がらせ、ストーカー行為、所有物への攻撃、不法侵入などからの保護策を十分に受けられる。
慣習婚姻承認法 第120条	1998	慣習法によって結婚した女性の不利な条件及び夫の保護的権力を撤廃するもの。
ドメスティックワーカー（メイドなど）の認定	2003	ドメスティックワーカーの労働条件及び最低賃金および、定期昇給を定めたもの。
失業保険法	2002	ドメスティックワーカー及び季節労働者に関し、雇用者が給与の1%相当の保険料を失業保険基金に毎月支払うとともに、被雇用者の登録を促進するもの。
平等推進と不公平な差別防止法第4条	2000	不公平な差別を防止・禁止し、差別を是正して平等と差別撤廃を推進するもの。
南アフリカ市民権法第88条	1995	CEDAWに定められた義務により、結婚によって市民権を損失することも得ることもないこととする。

法令名	制定年	概要
土地所所有権返還法第 22 条	1994	最も需要が高い人が優先的に土地を所有することを定め、土地返還における女性であることによる不利益を是正するもの。土地返還においては以前の所有者（殆どが男性）の権利が認められており、これが女性にとって不利となっている。

出典: Beyond Inequalities, 2005

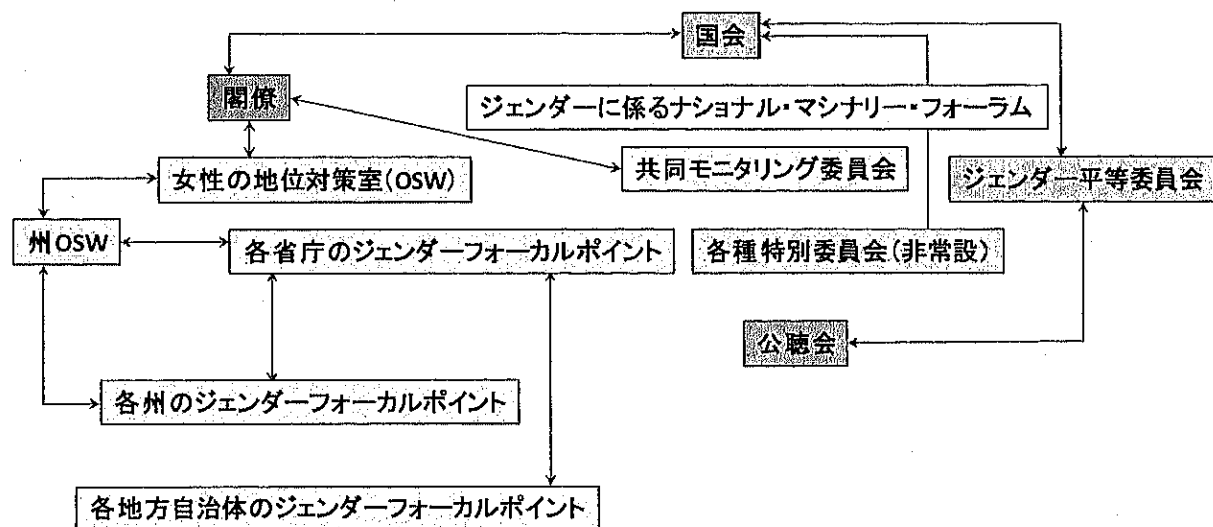
## 2-3 ナショナル・マシナリー

### 統合パッケージとしてのナショナル・マシナリー

- 1) 南アフリカのジェンダーに係るナショナル・マシナリーは、「統合パッケージ」と考えられており、行政及び関係機関の各レベルに設置されたフォーカルポイントやジェンダーデスクが統合的に活動している。

#### [設立背景及び組織概要]

南アフリカのジェンダーに係るナショナル・マシナリーは、「統合パッケージ」と考えられており、行政及び関係機関の各レベルに設置されたフォーカルポイントやジェンダーデスクが統合的に活動している。<sup>6</sup> 政策枠組みとしては、女性のエンパワメントとジェンダー平等は大統領府の管轄下であり、ジェンダー主流化についてはすべての閣僚がジェンダー平等の意識向上のための戦略として責任を持って取り組むべき課題としている。



ナショナル・マシナリーの構造

#### [主な活動]

ナショナル・マシナリーの主な活動は以下の通り。

- 女性のエンパワメント、ジェンダー平等、女性の人権及び社会正義に関する周辺地域及び国際社会における南アフリカのコミットメントを促進する。
- 女性、特に旧体制において脆弱な立場に追いやられた女性たちのニーズに配慮した法制度、政策、実施プロセス、諮問プロセス、予算配分への移行。
- すべての公共機関及び民間組織における、女性のエンパワメントとジェンダー平等を実現させるための政策、実施機構及び体制の開発・導入促進。

<sup>6</sup> South Africa CEDAW report

- 国家ジェンダー政策の順守と確実な実施の促進。
- ジェンダー平等政策実施及びそのインパクト、効果に係る情報共有と情報交換。
- ジェンダー平等政策における優先度、目標、実施期間及び実施状況の見直しとインパクト及び効果の評価。
- ジェンダー分析を用いた現行の政策における優先度、目標、実施期間の見直し。
- 女性のエンパワメント及びジェンダー平等に係るアドボカシー活動。

### 3. 主要セクターにおける女性の現状

#### 3-1 教育分野

##### 教育分野の概況

- 1) 教育分野において、政府は女兒の教育への平等なアクセスと機会の提供、および女子生徒の退学率の低減を優先課題としている。1994年以來、7歳から15歳までの子供の教育へのアクセス向上では目覚ましい成果を達成している。
- 2) 教育分野における男女格差は、人種によってはいまだに大きい。黒人女性の20%、黒人男性の13%が正規の教育を全く受けていないのに対し、白人男女ではその割合は1%未満である。
- 3) 女性の大卒者の割合は男性に比べて低い。
- 4) 2002年の女性の識字率は85.45%、男性は89.64%であった。政府は成人基礎教育センター(ABET)を設立し、教育を受けられなかった人々に教育機会を提供している。

##### [政策]

教育分野において、政府は女兒の教育への平等なアクセスと機会の提供、および女子生徒の退学率の低減を優先課題としている。1994年以來、7歳から15歳までの子供の教育へのアクセス向上では目覚ましい成果を達成している。2000年には、12.3百万人(うち女性は50.5%)が教育を受けており、300,000人(うち女性は54.6%)が大学に、190,000人(うち女性は45.5%)が技術系専門学校に、それぞれ学んでいる<sup>7</sup>。2000年現在、女性の就学率は男性を上回っている。2001年の国勢調査では、0歳から17歳の子供における男女の在学数は同等であった。また、19歳以下の女性では、出席率も飛躍的に向上しており、1995年に21.33%だったものが1997年には65.53%となっている<sup>7</sup>。

##### [初中等教育におけるジェンダーに配慮した教育開発計画]

教育分野における男女格差は、人種によってはいまだに大きい。黒人女性の20%、黒人男性の13%が正規の教育を全く受けていないのに対し、白人男女ではその割合は1%未満である<sup>7</sup>。下表に示すように、20歳以上の人口のうち4,567,497人が全く学校に通ったことがない。このうち女性は60%を占めている。他の多くの途上国と異なり、南アフリカでは女子の就学率が男子を上回っている。この状況は、中等及び高等教育においても同じである。この背景には、男子の方が使用人や非熟練労働者などへの就業機会が多いために退学率が高いこともある。

<sup>7</sup> Beyond Inequalities, 2005

20 歳以上における最終学歴の男女比較 (人)

最終学歴	男性	女性	合計
なし	1,830,254	2,737,244	4,567,497
初等教育中退	1,958,814	2,124,928	4,083,742
初等教育卒業	52,996	870,471	1,623,467
中等教育中退	3,697,317	4,148,806	7,846,125
第 12 学年まで終了	2,539,565	2,661,036	5,200,602
高等教育	1,033,524	1,117,811	2,151,336
合計	11,812,470	13,660,299	25,472,769

出典: Beyond Inequalities, 2005

### [高等教育]

下表に示すように、初等・中等・高等の各レベルにおいて女性の在籍率の方が概して高い。しかしながら、大学卒業者の割合は男性の方が高い。1995 年の男性の大卒者は 60.2% だったのに対し、女性は 39.8% であった。2002 年には女性の大学卒業者の割合は 6 ポイント増加して 45.8% となった。男性に対する教育費の支出は「将来への家族のための投資」と考える一方で、女性は結婚して家を出てしまうため家族としては投資の価値がないと考えられる風潮があるため、より多くの男性が大学に通っている。

初等・中等・高等教育における男女比 (%)

	1995		1999		2002	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性
初等教育卒業	54.2	45.8	53.3	46.7	53.2	46.8
中等教育卒業	50.2	49.8	51.4	48.5	51.7	48.3
大学卒業	39.8	60.2	43.7	56.2	45.8	54.2

出典: Beyond Inequalities, 2005

### [識字教育]

2002 年の女性の識字率は 85.45%、男性は 89.64% であり<sup>8</sup>、識字率におけるジェンダー格差はないと考えられる。むしろ、識字率は人種間の格差が大きい。これは、旧制度において人種によって異なる教育システムが適用されていたことに起因する。黒人、特に黒人女性の識字率は低い。政府は、教育を受けられなかった成人のために成人基礎教育センター(ABET)を設立し、こうした層に教育機会を提供している。このセンターの利用者の 61% が女性であり<sup>8</sup>、男性よりも多くの女性がこのセンターを訪れて識字・算数教育の機会を得ているが、この状況は、そもそも女性の方がこれらの能力を持っていなかったことを表しているとも言える。いずれにせよ、こうした機会を利用して女性は自らの能力を向上させる機会にアクセスするようになってきている。

<sup>8</sup> Beyond Inequalities, 2005



### 3-2 保健医療分野

#### 保健医療分野の概況

- 1) 南アフリカの保健医療制度は 1994 年に改定された。これまで主要都市だけに設置されていた診療所や保健所をコミュニティに設置して第一次医療を充実させることに焦点が置かれている。
- 2) 多くの女性が、健康に関する脅威について未自覚であり、適切な受療行動をとれるようになっていない。
- 3) 南アフリカはサブサハラアフリカの他の諸国と比べると、家族計画サービスへのアクセスが良く、サービス提供体制が充実している。
- 4) 1998 年の人口動態及び保健調査(DHS)によると、産前健診の受診率は 94%と非常に高い。
- 5) 保健省の推計では、2001 年末には 4.74 百万人の国民が HIV 陽性である。このうち女性は 56%を占めており、男性よりも多くの女性が HIV に感染している。

#### [政策]

南アフリカの保健医療制度は 1994 年に改定された。これまで主要都市だけに設置され、貧困層のアクセス向上は考慮されていなかった診療所や保健所をコミュニティに設置して第一次医療を充実させることに焦点が置かれている。

#### [保健医療概観]

多くの女性が、健康に関する脅威について未自覚であり、適切な受療行動をとれるようになっていない。特に村落部や都市の周辺地域においては、医療機関への距離とそのためにも生じる交通費のために貧困層が継続的に保健医療サービスを受けることが困難となっていることや、医療機関での長い待ち時間、スタッフの不足などが問題となっている。

#### [リプロダクティブヘルス及び家族計画]

南アフリカはサブサハラアフリカの他の諸国と比べると、家族計画サービスへのアクセスが良く、サービス提供体制が充実している。出生率が低いことから、家族計画の利用率が高いことが推察できる。1998 年の人口動態及び保健調査(DHS)では、避妊に関する知識はほぼ普及しているとされている。調査対象となった女性の 4 分の 3 が避妊法を使用したことがあり、現在も性交渉を持っている女性の 61%が近代避妊法を用いている。2000 年までには、少なくとも都市部の 66%、村落部の 53%の女性が避妊法を使用するようになっている<sup>9</sup>。都市化が進行するにより出生率は低下してきており、特に、都市への流入制限政策の終焉によってその流れはさらに加速し、1 世帯当たりの平均家族数は 3.8 人となっている。

<sup>9</sup> Beyond Inequalities, 2005

### [妊産婦の健康]

1998年の人口動態保健調査によると、産前健診の受診率は94%と非常に高い。この結果はまた、保健医療サービス提供者が産前ケアに力を入れ始めた結果とも推察できる。以前は、産前ケアの66%が助産師によって行われ、医師は29%であったが<sup>10</sup>、最新の数値では63%が医師によるものであり、29%が看護師・助産師によるものである<sup>11</sup>。妊産婦死亡は女性が産前検診や分娩の際にアクセスできるサービスのレベルや質と関連している。高い産前健診の受診率に加え、95.1%の女性が妊娠中に最低1度は医療施設でのケアを受けており、87.3%が施設分娩である。しかしながら、この結果には、東ケープ地域の40%以上の貧困層の女性が自宅分娩であるなどの現実が反映されていないという可能性も考えられる<sup>12</sup>。

1998年の人口動態保健調査によると、1992年から1998年の妊産婦死亡率は100,000出生当たり150であった<sup>10</sup>。妊産婦死亡の主な原因は、妊婦高血圧症候群(20%)、AIDSを含む感染症(18%)、出血(14%)、初期流産(12%)、妊娠前からの疾病(11%)および妊婦敗血症(9%)であった<sup>12</sup>。

### [HIV/AIDS]

保健省の推計では、2001年末には4.74百万人の国民がHIV陽性である。このうち女性は56%を占めており、男性よりも多くの女性がHIVに感染している。また、2003年には妊産婦の27.9%が感染しているとされている<sup>12</sup>。保健省によると、家庭内暴力や男女間の力関係が感染するかしないかを左右する要因になっていると推察されている。つまり、貧困や経済的不公平が、女性の男性に対する依存性を高め、家庭内暴力や性行為の強制などの状況に女性を追い込みやすくしている。また、収入を得る必要に迫られて売春や「シュガー・ダディ」との、いわゆる“援助交際”に手を染めざるを得ないこともある。

国家エイズ計画におけるHIV/AIDS予防策は以下の通り<sup>12</sup>;

- 1) 安全な性交渉の促進
- 2) 適切な受療行動の促進
- 3) 男性用・女性用コンドームへのアクセス向上
- 4) 母子感染の削減
- 5) 自発的カウンセリングと検査(VCT)へのアクセス向上
- 6) 家族計画

母子感染を予防するためおよびHIV感染者の治療のための抗HIV薬(ARVs)は、公立病院でも処方可能である。2005年8月までに公立病院でARVsによる治療を受けた患者のうち70,000人が女性であった<sup>12</sup>。

<sup>10</sup> DHS 1998

<sup>11</sup> DHS Preliminary Report 2003

### 3-3 農林水産業分野

#### 農林水産業の概況

- 1) 農業分野においては、55,000人の商業農民が従事するなど開発が進んでいるが、男性がこの分野を独占している。女性は小規模農業に従事しているものの、土地管理などに関する最終決定権を持たないため、耕作地が商業化された場合に、女性が土地を利用できなくなるなどの事態は起きている。
- 2) 上記の状況を改善するため、政府は以下を含む農業改革政策に着手した<sup>12</sup>。
  - 農業分野での商取引の再活性化
  - 土地改革政策とプログラムの実施
  - 農業行政の改善
  - 農業従事者に対する最低賃金制の導入

#### [政策]

村落部の国民、特に女性の農業従事者は、村落開発および小規模農家支援のための1.8百万南アランドの政府による支援をうけている。財務大臣によると、農業生産を増加させ、村落部の収入を向上させ、小規模農家を支援し、地方道路整備に投資することが、政府の地方開発戦略の重要な目的となっている。政府は、女性のための農業村落開発(WARD)イニシアチブおよび南アフリカ小規模農業金融公社(MAFISA)を通じた女性の経済的エンパワメントを確実なものとしようとしている<sup>13</sup>。WARDは、農業分野におけるジェンダー関連の課題に注目し、特に土地政策関連のプログラムやプロジェクトに焦点をあてたイニシアチブであり、2006年に農業土地政策大臣によって発足された。MAFISAは零細及び小規模農業ビジネスの規模を拡大するためのサービスを提供している。これらは、小規模農家、特に村落部の女性を対象にしており、女性が資金援助や土地、土地改革に関連する情報などへのアクセスにおいていまだ解決すべき問題が多い。

#### [農業政策、土地所有におけるジェンダー配慮]

農業分野においては、55,000人の商業農民が従事するなど開発が進んでいるが、男性がこの分野を独占している。女性は小規模農業に従事しているものの、土地管理などに関する最終決定権を持たないため、耕作地が商業化された場合に、女性が土地を利用できなくなるなどの事態は起きている。従って、男性が農業生産分野の大部分を独占しており、労働内容のジェンダー格差と女性の地位の低さによって、村落部では女性が農業ビジネスなどに参入し難い状況である。この状況を改善するため、政府は農業政策の改革に着手している。主な内容は以下の通り

<sup>13</sup>。

- 農業分野での商取引の再活性化

<sup>12</sup> Beyond Inequalities, 2005

<sup>13</sup> All Africa dot com, web site

- 土地改革政策とプログラムの実施
- 農業行政の改善
- 農業従事者に対する最低賃金制の導入

### 3-4 経済活動分野

#### 経済活動分野の概況

- 1) 南アフリカは独立以降中進国とされ、独立以来順調に経済成長を続けているが、高い失業率を改善するには至っていない。
- 2) 黒人女性は常に最も失業の影響を受けており、失業率は白人男性の7倍以上である。また多くがインフォーマル・セクターに従事している。

#### [雇用機会]

南アフリカは独立以降中進国とされ、独立以来順調に経済成長を続けているが、高い失業率を改善するには至っていない。とりわけ、女性の収入は低く、失業率は男性よりも高い。また、資産所有権も男性に比べて認められにくい。経済活動における女性を取り巻く状況を理解するためには、ジェンダー格差のみならず人種間格差についても理解することが有用である。

性別・人種別職業 (2003年) (%)

職業	女性			男性		
	黒人	有色	白人	黒人	有色	白人
高官・経営者	2	4	15	4	10	29
専門職	3	3	14	2	4	14
技術職・準専門職	11	12	20	6	9	15
事務職	8	23	36	5	9	7
サービス・販売	12	13	10	13	10	8
技能農漁業従事者	4	0	1	4	1	3
工芸及び関連ビジネス	5	5	2	19	20	17
プラント・機械操作/製造	3	8	1	19	13	4
単純労働	27	20	1	27	25	3
ドメスティックワーカー (メイドなど)	25	11	0	1	0	0
合計	100	100	100	100	100	100

出典: Beyond Inequalities, 2005

収入の男女格差は、女性が賃金レベルの低い産業及び職業に多く就いていることによって生じている。同等の仕事をしていても賃金が異なる場合もあるが、これは非合法となるため、表向きは肩書などを変えたりしてカモフラージュしている場合もある。上表のように、黒人女性の5%だけが高官、経営者および専門職として雇われているにとどまっているのに対し、白人男性は43%がこの地位を得ている。また、黒人女性の25%がドメスティックワーカーとして、また27%は単純労働に従事しており、黒人女性の多くが”非熟練労働者”となっている。

#### [女性の失業率]

下表に示すように、黒人女性の失業率は白人男性の7倍以上である。この高い失業率の背景には、現在の経済状況の悪化によって労働集約型よりも資本集約型の製造体系に重点が置かれていることがあると考えられる。

性別・人種別による失業状況(1996年、2003年)(%)

女性		1996	2003
黒人		51	55
有色		22	31
白人		6	10
男性		1996	2003
黒人		35	42
有色		14	24
白人		4	6

出典: Beyond Inequalities, 2005

#### [女性労働者に対する支援]

1999年に実施されたジェンダーと民間部門に関する調査において、ジェンダー平等委員会は、憲法で定められ、国家政策として実施が求められているにもかかわらず、ビジネスの世界においてはジェンダー平等を促進することに関する関心は不十分であると指摘している<sup>14</sup>。

#### [インフォーマル・セクター]

民間セクターの女性とは対照的に、インフォーマル・セクターやNGOにおいては女性の活躍が目立っている。開発分野は重要でありながら業務負担の重さなどからインフォーマル・セクターととらえられている。下表に示すように、インフォーマル・セクターに従事する黒人は男女ともにほかの人種よりも多い。

性別・人種別の雇用状況(2003年、失業者は含まず)(%)

セクター	女性			男性		
	黒人	有色	白人	黒人	有色	白人
フォーマル・セクター	20	44	53	34	49	52
インフォーマル・セクター	10	3	4	12	5	3

出典: Beyond Inequalities, 2005

<sup>14</sup> Beyond Inequalities, 2005

#### 4. 南アフリカ国における開発援助事業の計画・実施・評価に際し留意すべきジェンダー課題及び配慮事項

- 1) 南アフリカのジェンダーに関する課題は、人種問題と密接するものとしてとらえるべきである。
- 2) 都市部と村落部との格差についても考慮する必要がある。
- 3) 政府によるジェンダー政策やジェンダー関連の開発計画等の実施が進んでおり、他ドナー及び NGO による関連プロジェクト等も多数実施されている現状を鑑み、案件形成および計画策定においては、これら関連機関との協議の場を持ち、蓄積された経験から得られた教訓や提言などを参考にすることが肝要である。また、実施においても、関連機関との調整・連携によって効率的な効果発現を導く可能性について考慮する必要がある。





5. 国際機関・その他機関によるジェンダー関連援助事業

事業名	実施機関	援助機関	期間	予算 (南アランド)	対象分野
ジェンダー一般					
50/50 Campaign	政府	政府	2005-2010	10,000,000 (US\$1.1mil.)	女性に対する暴力
16 days of Activism	地方自治省、地方自治体	政府	2006-	-	女性に対する暴力
教育					
N/A					
保健医療					
N/A					
農林水産業					
N/A					
経済活動					
The United Nations Development Assistance Framework for South Africa (UNDAF) 2007-2010	UNFPA, IOM, UNHCR, UNESCO, UNODC, WFP, ILO, FAO, UNICEF, UNIDO, UNIDP, UNIC, UNAIDS, UNDP	UNFPA, IOM, UNHCR, UNESCO, UNODC, WFP, ILO, FAO, UNICEF, UNIDO, UNIDP, UNIC, UNAIDS, UNDP	2007-2010	882,288,000 (US\$94.3mil.)	経済成長と開発
The National Biodiversity Strategy and Action Plan	環境省	政府	-	-	天然資源の持続的活用
その他					
The United Nations Development Assistance Framework for South Africa (UNDAF) 2007-2010	UNFPA, IOM, UNHCR, UNESCO, UNODC, WFP, ILO, FAO, UNICEF, UNIDO, UNIDP, UNIC, UNAIDS, UNDP	UNFPA, IOM, UNHCR, UNESCO, UNODC, WFP, ILO, FAO, UNICEF, UNIDO, UNIDP, UNIC, UNAIDS, UNDP	2007-2010	882,288,000 (US\$94.3mil.)	民主化、統治、経済成長と開発、平和維持、安全保障、貧困

US\$1 = ZAR9.36  
(2009年3月現在)



## 6. ジェンダー関連の情報源

### 6-1 関連機関／組織・人材リスト

名称	対象分野	主な活動	連絡先
<b>政府機関</b>			
大統領府 女性の地位対策室	ジェンダー全般	ジェンダー主流化	Union Buildings, Private Bag X955, 0001 Pretoria Ph#: (012) 337 5220 Fax#: (012) 326 4176
ジェンダー平等委員会	ジェンダー全般	ジェンダー主流化	7th Floor, Absa Building 132 Adderley Street Cape Town 8000 South Africa Ph#: 011-2721-426-4080 Fax #: 011-2721-424-0549
<b>国際機関</b>			
国連助成基金南アフリカ地域事務所	地域ジェンダー主流化 (アンゴラ、ボツワナ、レソト、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、セイシエル、南アフリカ、スワジランド、タンザニア、ジンバブエ)	ジェンダー主流化	Takura House, 67/69 Union Avenue Harare, Zimbabwe Ph#: 263 4 792 681 Fax#: 263 4 704 729
国連開発計画南アフリカ事務所	開発全般	南アフリカのための開発枠組み 2007-2010 (ジェンダー及び HIV/AIDS 含む)	P.O. Box 6541, Pretoria 0001, South Africa 27 Ph#: 27-12-338-5007/5 Fax#: (27-12) 320-4353/4 Email: fo.zaf@undp.org Web site: www.undp.org/rba/ Last Update: Oct 3, 2000 16:38
<b>NGO</b>			
African Gender Institute	知的能力の構築と知識層、研究者、為政者、医師などの能力開発と強化のためのアフリカのリソースの確立によるジェンダー平等の実現	アフリカの変革のためのジェンダー及び女性に関する研究強化プロジェクト	The Website: <a href="http://www.gwsafrica.org">http://www.gwsafrica.org</a> . The GWS project has also launched a new electronic, African-based feminist journal, Feminist Africa - <a href="http://www.feministafrica.org">http://www.feministafrica.org</a> University of Cape Town, All Africa House Private Bag Rondebosch 7701, South Africa Ph#: 011-(927-21) 650-2970 Fax#:011-(92767-21) 650-2142 Email: jradloff@humanities.uct.ac.za or bmartin@humanities.uct.ac.za

名称	対象分野	主な活動	連絡先
			Website: www.uct.ac.za/org/agi
Anglican Women's International Network	教会における女性の役割強化を促進し、自覚を促し、資源を共有し、女性に対する認識に係る課題に対応する	女性の人権及び政治的地位、紛争解決、平和構築、直接対話、難民、武装解除	P.O. Box 5839 Halfway House 1685 Ph#: 27 12 661 7459 Fax#: 27 12 661 7459 E-mail: nesbar@iafrica.com Website: www.dfms.org/women/awinnet.html
Commission on Gender Equality	女性に対する暴力撲滅	N/A	Post net Box 164, Yeoville, 2198 Ph#: 27 01 403 7182 Fax#: 27 01 403 7188 Email: sakinam@cge.org.za Website: http://www.aids2000.com
Maintenance Action Group	政策、経済機会、女性のアイデンティティ、女性理論、分析	N/A	6 The Terrace, 7 Isipingo Road, Bellevue East 2198 Ph #: 27 482 2511
Rape Crisis	人権、政策、性差別、女性に対する暴力	N/A	P.O. Box 46, Observatory, Cape Town 7935 Fax #: 021 361 0529 Email: lesliel@rapecrisis.org.za Website: www.rapecrisis.org.za
Women's Net	女性がインターネットを使い、女性の社会進出のための人材、課題、資源及び手段を得ることを可能にするプログラムのネットワーク構築。SANGONeT & the Commission on Gender Equality によって設立された。	N/A	Ph#: +27 11 838-6943/4 Fax#: +27 11 492-1058 Email:women@wn.apc.org Website: http://womensnet.org.za/

(2009年3月現在)

## 6-2 関連文献リスト

文献名	著者	入手先	発行年
<b>ジェンダー分析</b>			
Stats in Brief	Staff of Statistics South Africa	Statistics South Africa	2008
Community Survey 2007, Basic Results	Staff of Statistics South Africa	Statistics South Africa	2007
Mid-year Population Estimates	Staff of Statistics South Africa	Statistics South Africa	2008
Gross Domestic Product	Staff of Statistics South Africa	Statistics South Africa	2008
Quarterly Labour Force Survey	Staff of Statistics South Africa	Statistics South Africa	2008
Community Survey 2007 Statistical Release	Staff of Statistics South Africa	Statistics South Africa	2007
General Household Survey	Staff of Statistics South Africa	Statistics South Africa	2007
Income & Expenditure of Households	Staff of Statistics South Africa	Statistics South Africa	2005
<b>教育・訓練</b>			
I am my Sister's & Brother's Keeper; Girls & Boys Education Movement Clubs; A Guidebook for Schools	Staff of Department of Education of South Africa and UNICEF	Department of Education of South Africa and UNICEF	2008
Measures for the Prevention and Management of Learner Pregnancy; Choose to wait for a brighter future	Staff of Department of Education of South Africa	Department of Education of South Africa	2007
Guidelines for the Prevention and Management of Sexual Violence & Harassment in Public Schools	Staff of Department of Education of South Africa	Department of Education of South Africa	2008
Generations; Caring School Communities: 'Abstinence-a Personal Choice' (News Letter)	Staff of Department of Education of South Africa	Department of Education of South Africa	2009
Generations; What can be done When Prevention Fails (News Letter)	Staff of Department of Education of South Africa	Department of Education of South Africa	2009
Reviews of National Policies for Education South Africa	Staff of OECD	OECD	2008
<b>保健医療</b>			
Mortality and Causes of Death in South Africa, 2006: Findings from Death Notification	Staff of Statistics, South Africa	Statistics, South Africa	2008
Country Guideline on HIV and AIDS for Local Government	Staff of SALGA (South African Local Government Association)	SALGA	2008
<b>農林水産業</b>			
N/A			
<b>経済活動</b>			
N/A			

文献名	著者	入手先	発行年
社会・ジェンダー一般			
Strategic Plan 2008-2013	Staff of Commission for Gender Equality	Commission for Gender Equality	2008
Update Statistics of Women Representation in Decision Making Positions	Staff of The Presidency, The Office on the Status of Women	The Presidency, The Office on the Status of Women	2009
South African CEDAW Report	Member of Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (CEDAW)	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (CEDAW)	2008
Beyond Inequalities 2005	Staff of Women in South Africa	Women in South Africa	2005
Beijing +10 Report Progress Report on the Implementation of the Beijing Platform for Action	Staff of The Presidency, The Office on the Status of Women	The Presidency, The Office on the Status of Women	2005
South Africa's national Policy Framework for Women's Empowerment and Gender Equality	Staff of The Presidency, The Office on the Status of Women	The Presidency, The Office on the Status of Women	N/A
Gender Policy Framework for Local Government	Staff of Department Provincial and Local Government (DPLG)	Department Provincial and Local Government (DPLG)	2007
South Africa Local Government Gender Action Plan Manual	Staff of DPLG	DPLG	2007
Women in Provincial and Local Governments Summit-2007	DPLG SALGA	DPLG SALGA	2007
その他			
SALGA(South African Local Government Association) Governance Framework	Staff of SALGA	SALGA	2008
The Constitution of SALGA	Staff of SALGA	SALGA	1997
Women in Local Government	Staff of SALGA	SALGA	2005
Act Against Abuse	Staff of Department Provincial and Local Government (DPLG)	Department Provincial and Local Government (DPLG)	2006
SALGA Profile	SALGA	SALGA	N/A
The United Nations Common Country Programme Action Plan for South Africa (CCPAP)	Staff of Government of South Africa and The United nations Systems in South Africa	Government of South Africa and The United nations Systems in South Africa	2007
The United Nations Development Assistance Framework for South Africa	Staff of the United Nations Country management Team in South Africa	The United Nations Country management Team in South Africa	2007

## 7. 用語・指標解説

### <用語説明>

用語	説明
ジェンダー (gender)	社会的・文化的性差のこと。生物学的な性差（セックス）は、基本的には変更不可能だが、男女の役割やその相互関係を示す社会的な性差（ジェンダー）は、人々の考え方や価値観によって規定されているため、時代や地域などにより異なり、また変えていくことができる。
インフォーマル・セクター (Informal Sector)	労働統計上、雇用者のいない単独業種の経済活動の人口や家族従業者。この特徴は、単純な技術、わずかな資本、営業場所不定、最低限の被雇用者（もしくは被雇用者なし）、準適法性・登録の欠除、帳簿付けの欠如などである(ILOの定義による)。インフォーマル・セクターの労働者は、制度的・法的保護の目からもれ、不安定・低賃金労働環境に置かれることが多い。
GAD (ジェンダーと開発) (Gender and Development)	開発過程において、ジェンダー格差やその背景となる社会・経済構造を変革することによって、不利な立場にいる女性（あるいは男性も）の問題解決を図ろうとする施策。女性のみを対象とした取組だけでは真の問題解決にはならないとの観点から、ジェンダー視点を踏まえた GAD が 1980 年代に入って提唱されるようになり、開発援助のアプローチは、WID（女性と開発）から GAD へ転換されつつある。
リプロダクティブヘルス/ライツ (reproductive health / rights)	性と生殖に関する健康/権利。安全で満足な性生活を営めること、子供を産むかどうかの選択、時期、人数などを決定する自由をもつこと。
ナショナル・マシナリー (national machinery)	男女平等を推進する国レベルの女性問題担当行政機関。女性政策の立案・実施・各省庁への男女平等な施策の実施の促進を行う。
エンパワーメント (empowerment)	個人または集団が政治・経済・社会的な力をつけていくこと。
アファーマティブ・アクション 又はポジティブ・アクション (affirmative action / positive action) (積極的差別是正措置)	被差別集団が過去における差別の累積により他の集団と比べ著しく不平等な状態に置かれているような場合、格差の急速な是正のためにとられる積極的な優遇措置。
アクセスとコントロール (access / control)	アクセスは土地、労働、資金といった経済活動を行う上での資源やサービスなどを使用できること、あるいは使用する権利を有すること。コントロールは資源やサービスなどの管理について決定したり、所有したりする権利。
再生産活動	子供を生み、育てることといった「次世代を再生産」する活動と、洗濯や炊飯といった家族員が日々の生活を維持し、労働力を再生産していくための活動。

### <指標説明>

指標	説明
インフレ率	GDP デフレーターを代用。
ジニ係数	所得分配の不平等の度合を示す係数。0 と 1 との間の値をとり、完全に平等な場合 0、完全に不平等な場合 1 をとる。0.4 以上の場合、不平等度が高いと一般的に判断される。
女性所得比率	各国比較可能な該当データがなく、UNDP の女性所得比率では、非農業部門における男性所得の 75% を女性所得として算出している。
合計特殊出生率	ある年次における再生産年齢（15 - 49 才）の女性の年齢別特殊出生率の合計。一人の女性が、その年次の年齢別出生率で一生涯の間に生む平均子供数を表わす。
1才未満乳児死亡率	出生 1000 に対する 1 才未満児死亡数の比率、すなわち 1 年間の 1 才未満児死亡数 ÷ 1 年間の出生数 × 1000。
5才未満幼児死亡率	出生 1000 に対する 5 才未満児死亡数の比率、すなわち 1 年間の 5 才未満児死亡数 ÷ 1 年間の出生数 × 1000。
妊産婦死亡率	10 万人出産に対して、妊娠関連の原因で死亡した女性の年間あたりの人数。
出産介助率	医師、看護婦、助産婦、訓練を受けた公衆衛生従事者、あるいは訓練を受けた伝統的な出産介助者のもとに出産をする割合。
低体重児率	2500 グラム以下で生まれた新生児の割合。
経口補水療法 (ORT) 利用率	5 才未満児の下痢に対して経口補水塩または代替溶液が使用される比率。
小中学校就学率	総就学率(または粗就学率)は学齢に関係なく就学している生徒数が学齢相当人口に占める割合。 純就学率は学齢相当の就学数が学齢相当人口に占める割合。

